平成２１年（フ）第１９２号
和歌山市北出島86―16、住民票上の住所和歌山市今福５丁目５番47号　北号室
債務者　宮下　京子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２３４号
和歌山市栄谷230番地の15
債務者　前田　活美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２３６号
和歌山市吉礼434番地の２
債務者　中岡　正明
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２３７号
和歌山市吉礼434番地の２
債務者　中岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８６号
和歌山県橋本市隅田町中下123番地の８
債務者　榎本　剛
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９２号
和歌山県岩出市清水10番地の３
債務者　上山　茂
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９４号
和歌山市岩橋553番地の１　パレロワイヤル岩橋302号
債務者　中田　充昭
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０２号
和歌山県橋本市光陽台１丁目15番地の１
債務者　峯　　千尋（旧姓竹井・旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０４号
和歌山市吉礼582番地
債務者　西村　　進
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０８号
和歌山県紀の川市貴志川町北山683番地31
債務者　田口　政光
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０９号
和歌山県橋本市高野口町伏原834番地―611
債務者　森田　晴夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１１号
和歌山市鷹匠町４丁目21番地の３　鷹匠町団地中層棟５－４号、住民票上の住所和歌山市鷹匠町６丁目17番地佐々木冨子方
債務者　村上　正義
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１３号
和歌山県海南市鳥居56番地３　三井グリーンハイツＡ号棟２号室
債務者　川村　真人
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１４号
和歌山県海南市鳥居56番地３　三井グリーンハイツＡ号棟２号室、住民票上の住所和歌山県海南市大野中1014番地７
債務者　新久すみ子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１５号
和歌山県海南市名高65番地
債務者　水井　久惠
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１７号
和歌山県岩出市堀口32番地の２
債務者　岩﨑　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１９号
和歌山県岩出市中島898番地の74
債務者　片平こづえ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３２０号
和歌山市善明寺83番地の14
債務者　西谷　愉香
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係